

解答はすべて解答用紙に記入し提出して下さい。

第 153 回向  
第 1 回 簿記定期試験

問題用紙

2 級

(制限時間 2 時間)

簿記の教室 メイプル

## 第1問 (20点)

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は、次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

現金	普通預金	当座預金	受取手形
売掛金	クレジット売掛金	前払金	未収入金
仮払消費税	仮払法人税等	備品	車両運搬具
支払手形	買掛金	前受金	未払金
預り金	仮受消費税	未払消費税	未払法人税等
未払配当金	備品減価償却累計額	資本金	利益準備金
繰越利益剰余金	売上	受取手数料	固定資産売却益
仕入	発送費	減価償却費	支払手数料
法定福利費	租税公課	法人税等	固定資産売却損

- 商品を¥400,000で顧客に販売し、このうち消費税込みで¥108,000を現金で受け取り、残額をクレジット払いの条件とした。信販会社へのクレジット手数料(クレジット販売代金の5%)も販売時に計上した。なお、消費税の税率は8%とし、税抜方式で処理するが、クレジット手数料には消費税は課税されない。
- ×3年1月10日に購入した備品(取得原価¥800,000、残存価額ゼロ、耐用年数8年、計算方法は定額法、間接法で記帳)が不要になったので、本日(×7年12月25日)¥200,000で売却し、代金は翌月末に受け取ることにした。なお、決算日は3月31日であり、減価償却費は月割りで計算する。
- 千葉商事(株)は自動車販売業者(ディーラー)の栃木商会(株)より、商品運送用のトラック1台を購入し、代金¥3,000,000は月末払いとした。当該取引を栃木商会(株)の立場から仕訳しなさい。
- 埼玉商事(株)へ商品¥700,000を売上げ、代金のうち¥100,000は注文時に受け取った手付金と相殺し、¥400,000は当社振出しの小切手で受け取り、残額は月末に受け取ることにした。なお、その際、埼玉商事(株)負担の発送運賃¥30,000を現金で支払った。
- 神奈川商事(株)は、株主総会を開催して繰越利益剰余金の配当を以下のように決定した。

利益準備金：¥50,000

配当金：¥500,000

**第2問 (10点)**

次の商品売買取引に関する資料にもとづいて、答案用紙に示してある商品売買関係の勘定と損益勘定について ( ) 内に必要な記入を行いなさい。なお、会計期間は、1月1日から12月31日までである。

- (注) 1. 資料は取引発生順に示してある。  
2. 売上原価は仕入勘定で計算し、引渡単価の計算は先入先出法による。  
3. 期末商品棚卸高の数量と単価は各自推定しなさい。  
4. 当期中の仕入と売上は便宜上全部まとめて記帳する。

## 〔資料〕

期首商品棚卸高	数量	300個	単価	@ ¥500
第1回商品仕入高	〃	200個	〃	@ ¥520
第1回商品売上高	〃	400個	〃	@ ¥800
第2回商品仕入高	〃	500個	〃	@ ¥480
第2回商品売上高	〃	300個	〃	@ ¥750

### 第3問 (30点)

次の〔7月中の取引〕にもとづいて、試算表の〔7月中の取引高〕を集計し、〔6月30日の合計〕と合算して〔7月31日の合計〕を計算し、試算表を完成しなさい。

#### 〔7月中の取引〕

- 1日 甲商店より商品¥220,000を仕入れ、発注時に支払った手付金¥40,000を差し引いた残額は掛けとした。なお、引取運賃¥2,000は現金で支払った。
- 3日 先月の株主総会で決定した株主配当金¥300,000を、当座預金口座から支払った。
- 5日 従業員の給料時に預っていた半年分の所得税の源泉徴収額¥35,000を現金で納付した。
- 9日 松商店に商品¥350,000を売り上げ、代金のうち¥200,000を同店振出しの約束手形で回収し、残額は掛けとした。なお、当社負担の発送費¥3,000は現金で支払った。
- 10日 竹商店に対して掛売りした商品¥20,000が品違いのため返品され、掛代金から差し引くこととした。
- 12日 乙商店より商品¥80,000を仕入れ、代金は掛けとした。
- 15日 水道光熱費¥25,000および通信費¥8,000が当座預金口座から引き落とされた。
- 17日 従業員の出張にあたり、旅費の概算額¥20,000を現金で渡した。
- 18日 松商店より商品売上げの対価として受け取っていた同店振出しの約束手形¥400,000につき、取引銀行より当座預金口座に入金済みの連絡を受けた。
- 19日 甲商店に対する買掛金¥130,000につき、約束手形を振り出して支払った。
- 22日 17日に出張した従業員が帰社し、旅費を精算して残額の¥1,000を現金で受け取った。
- 23日 丙商店からの商品仕入れ代金として同店に振り出していた約束手形¥110,000の支払期日が到来し、当座預金口座から引き落とされた旨、連絡を受けた。
- 25日 給料¥240,000につき、所得税の源泉徴収額¥6,000を差し引き、残額を当座預金口座から支給した。
- 26日 梅商店に対する売掛金¥100,000の回収に関して、電子債権記録機関から取引銀行を通じて債権の発生記録の通知を受けた。
- 29日 竹商店に対して商品¥400,000を売り上げ、代金のうち¥150,000は当座預金口座に振り込みがあり、残額は掛けとした。なお、先方負担の発送費¥5,000は立て替えて現金で支払い、売掛金に含めて処理した。
- 30日 前年度の売上げにかかる売掛金¥40,000が、得意先の倒産により貸し倒れた。
- 31日 来月分の家賃¥54,000が、当座預金口座から引き落とされた。

## 第4問 (8点)

当社では、毎年9月1日に向こう1年分の保険料¥60,000を支払っていたが、今年の支払額は10%アップして¥66,000となった。そこで、この保険料に関連する下記の勘定にもとづいて、答案用紙の各日付の仕訳を示しなさい。ただし、勘定科目は次の中から選ぶこと。なお、会計期間は1月1日から12月31日までであり、保険料の前払いは月割計算している。

現 金                      保 険 料                      前払保険料                      未払保険料                      損      益

		保 険 料			
1/1	(      )	(      )		12/31	(      ) (      )
9/1	現 金	66,000		"	(      ) (      )
		(      )			(      )

## 第5問 (32点)

次の(1)決算整理前の総勘定元帳の各勘定残高、(2)決算整理事項等にもとづいて、貸借対照表と損益計算書を完成しなさい。なお、会計期間は×5年4月1日から×6年3月31日までの1年間である。

## (1) 決算整理前の総勘定元帳の各勘定残高

現金	¥	各自推定	当座預金	¥	1,850,000	受取手形	¥	300,000
売掛金		500,000	貸倒引当金		10,000	仮払法人税等		50,000
繰越商品		400,000	備品		1,200,000	減価償却累計額		300,000
支払手形		250,000	買掛金		350,000	借入金		1,000,000
資本金		2,000,000	利益準備金		50,000	繰越利益剰余金		各自推定
売上		7,500,000	受取手数料		40,000	仕入		4,800,000
給料		1,200,000	支払家賃		600,000	水道光熱費		250,000
保険料		180,000	通信費		50,000	支払利息		20,000

※ 繰越利益剰余金勘定にあたって、決算整理前における同勘定の記入状況は次のとおりであった。

繰越利益剰余金					
6/30	利益準備金	10,000	4/1	前期繰越	310,000
〃	未払配当金	100,000			

## (2) 決算整理事項等

- 決算日における現金の実際有高は¥270,000であった。帳簿残高との差額のうち¥20,000については水道光熱費の記入漏れであることが判明したが、残額については原因不明なので、雑損または雑益として処理する。
- 決算日までに、得意先から掛代金¥100,000の回収として取引銀行の当座預金口座に振り込みがあったが未処理である。
- 備品のうち、×3年4月1日に購入したレジスター2台(取得原価: @ ¥200,000、減価償却方法は他の備品と同じである)を、×6年3月31日に¥200,000で売却し、代金は来月受け取ることとなっているが、この取引が未記帳である。なお、当期の減価償却費の計算は月割計算による。
- 受取手形および売掛金の期末残高に対して、3%の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
- 期末商品棚卸高は¥450,000である。
- 備品について、定額法(耐用年数8年、残存価額ゼロ)により減価償却を行う。
- 郵便切手の未使用分が¥15,000あるため、貯蔵品へ振り替える。
- 保険料のうち¥120,000は、当期の8月1日に支払った店舗に対する1年分の損害保険料である。よって、前払高を月割計算により計上する。
- 支払利息は、当期首から1月31日(利払日)までの借入金に対する利息である。借入金の金額は、期首から変動はなくその利率は年2.4%である。よって、決算日までの利息未払高を月割計算により計上する。
- 法人税等が¥120,000と計算されたので、仮払法人税等との差額を未払法人税等として計上する。